

# 行政常任委員会報告

令和3年8月31日  
午後1時30分開議  
委員会室

---

## ◎日程

### 1 地域振興課

(1) 地域おこし協力隊員の採用について

### 2 建設課

(1) 危険空家緊急対策について

### 3 保健福祉課

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種について

(2) 新型コロナワクチン接種事業における委託先業者の不正事案について

### 4 生活福祉課

(1) 利用者負担額（保育料）の算定誤りについて

(2) 利用者負担額（保育料）の滞納繰越額について

### 5 財政課

(1) 財政再生計画の変更について

(2) 補正予算について（補正予算調書）

(3) 令和3年度普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額の決定について

(4) 「国、北海道及び夕張市の三者協議」の開催結果について

(5) 旧虹ヶ丘パークゴルフ場の活用について

---

## ◎出席委員（7名）

今川和哉君

本田靖人君

君島孝夫君

小林尚文君

千葉勝君

熊谷桂子君

高間澄子君

---

## ◎欠席委員（0名）

---

◎出席者職氏名

議長	大 山 修 二 君
副市長	本 間 和 彦 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	
	芝 木 誠 二 君
地域振興課長	木 村 友 哉 君
地域振興課主幹	神 澤 信 宏 君
財政課長	押野見 正 浩 君
財政課主幹	板 垣 克 己 君
建設課長	鈴 木 茂 徳 君
建設課主幹	只 野 洋 行 君
土木水道課長	阿 部 充 雅 君
市民課長	佐 藤 学 君
保健福祉課長	平 塚 浩 一 君
生活福祉課長兼福祉事務所長	堀 靖 樹 君
生活福祉課主幹兼子ども・子育て支援係長	
	千 葉 初 美 君
子ども・子育て支援係主査	飯 田 行 孝 君
教育課長	寺 江 和 俊 君
消防本部消防部統括課長	千 葉 恭 久 君
消防本部消防部総務課長	田 島 淳 君
消防署消防警防課長	松 倉 暢 宏 君
事務局長	佐 藤 浩 一 君
書記	山 下 倫 弘 君
書記	相 澤 由 貴 君

---

【委員長挨拶】

(今川委員長)

開会に先立ちまして、みなさまにお願いがございます。携帯電話等をお持ちの方は電源をお切りいただくか、マナーモードに設定し、ご利用はお控えください。

ただいまから、行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は7名全員であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは、副市長、総務課長のほか、説明員として、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。地域振興課、建設課、保健

福祉課、生活福祉課、財政課の順に報告事項の説明を受け、これに対する質疑を行って参りたいと思います。

なお、財政課の財政再生計画の変更についての説明の際は、案件に関連する担当課長の出席を求めますが、密集・密接を避けるため入替えにより分割して説明を受け、これに対する質疑を行って参りたいと思います。

順番は、初めに教育課、消防本部の案件、次に市民課、土木水道課、建設課の案件、次に総務課、地域振興課の案件、最後に保健福祉課、生活福祉課の案件といたします。

また、参加者間の距離を確保するため、隣と距離を空けてご着席いただき、ご発言の際もマスク着用のまま発言するようお願いいたします。

そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めて参ります。

#### 【地域振興課】

(今川委員長)

それでは、地域振興課より報告を受けて参ります。

(地域振興課長)

お疲れさまでございます。

地域振興課からは、地域おこし協力隊の採用について、ご報告させていただきます。

令和3年3月から募集を始めておりまして、これまで5名の応募がありまして、随時選考を実施してまいりました。そのうち1名の方について、書類による第一次選考後、8月6日に面接による二次選考を実施いたしまして、本年9月1日から採用することといたしました。

地域おこし協力隊は市の会計年度任用職員として任用します。雇用期間は年度ごとの任用となるため、令和3年9月1日から令和4年3月31日までの7ヵ月間。ただし、地域おこし協力隊の制度では最大3年間雇用をすることができるので、最長令和6年8月31日まで任用更新が可能となっております。

採用者のお名前ですが、蔣静文さん、現在大阪市在住の20代の女性の方。

業務内容は、SNSなどを通じた夕張の魅力の発信、観光案内業務のほかふるさと納税の返礼品メニューの検討、イベント支援、ほかの地域おこし協力隊と連携した取組なども行っていたと予定です。

報告は以上です。

(今川委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

(熊谷委員)

お名前からして、日本の方ではないのかなと思うのですが、活動内容が特産品のPRなど様々なことを考えますと、日本語の習熟度が心配されるところなのですが、その辺をもう少し具体的にお願いできればと思います。

(地域振興課長)

熊谷委員のご質問の件、出身は中国のご出身でございますが、ご本人、日本において日本語学校に通われておりまして、面接もいたしました。日本語も非常に知識も高いので、そういった点について心配はしておらないところです。

以上です。

(今川委員長)

よろしいですか。

(熊谷委員)

分かりました。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

(本田委員)

今回、新規に地域おこし協力隊員が採用できたということで、非常に喜ばしいのですが、副市長にお伺いをしたいのですけれども、なかなか今地域おこし協力隊員を募集しても採用に至るのが難しいという状況が、本市に限らず見受けられると思うのですけれども、今、本市において、今回採用された地域おこし協力隊員以外で、今、募集をしているということはありませんか。

(本間副市長)

本田委員の質問にお答えします。

本市においては、今、地域おこし協力隊員の募集というのはしておりません。この方の募集枠以外にはしていない状況でございます。

それと、先ほどの熊谷委員の質問に補足しますが、この方はいわゆる日本語検定、最上位のN1を取得しておりますので、我々とふだんの会話も十分なされるというか、やられる方でございます。それはちょっと補足だけさせていただきます。

以上です。

(今川委員長)

よろしいですか。

(本田委員)

地域おこし協力隊の制度の本来のなといいますか、狙いの一つとして、協力隊員として各地域に派遣をされた方々が、将来的にその任期を終えた後に、

その地に移住、定住されるということも、国のほうで狙いの一つとして挙げられているかと思うのですけれども、これまでの実績がどうかは別にして、この新たに採用されます蔣静文さんにおかれましても、ぜひ任期終了後に夕張の市民として事業を起こすなりという形で残っていただけるような形が取ればいいなというふうに考えているのですが、その点について、どのようにお考えですか。

(今川委員長)

暫時休憩いたします。

午後 1時36分休憩

午後 1時36分再開

(今川委員長)

会議を再開いたします。

(地域振興課長)

本田委員からのご質問の件なのですけれども、まずは市でやっていただく仕事をしっかり頑張ってくださいということなのですけれども、志望の動機なんかを見ますと、本人も夕張に住み続けたいというご希望を持って希望を出してきてくださっているのです、そういったところで任期を終えた後も引き続き定住していただいて、夕張の地域活性化に尽力していただけるように、担当課としても検討して参りたいと思っております。

以上です。

(今川委員長)

よろしいですか。

(本田委員)

分かりました。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

(君島委員)

今の本田委員に関連する質問なのですが、ほかで地域おこし協力隊は来年度は1名だけということですか、そういうお話ですか。1名採用すると。

(地域振興課長)

当課といたしましては1名の採用でございます。

(君島委員)

今、地域おこし協力隊が頑張っている箇所、来年の3月で3年の任期が終わって、そこを外れるという人もいますよね、今。地域おこし協力隊が、そのセクションでいなくなると。それから、この方がそこに入るのかどうか分かりませんが、そういう箇所があるので、その辺は把握されて

いると思うのですが、そういうことを総合的に見ますと、一人じゃ維持できないのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

(今川委員長)

暫時休憩いたします。

午後 1時38分休憩

午後 1時38分再開

(今川委員長)

会議を再開いたします。

君島委員、今の質問なのですけれども、地域振興課に対する質問ということでもよろしいでしょうか。

(君島委員)

地域振興課も含めたほかの課所も含めて、全体的なことで質問しています。

(今川委員長)

地域振興課長に対しては、地域振興課の案件に限ってお願いしたいのですけれども、地域振興課長に対する答弁を求める形でしたかね。

(君島委員)

地域振興課としては、この1名だけということなのですね。

(地域振興課長)

1名ということで決定いたしました。

(今川委員長)

よろしいですか。

(君島委員)

はい。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで地域振興課を終わります。

## 【建設課】

(今川委員長)

次に、建設課より報告を受けて参ります。

(建設課長)

ご苦労さまです。

建設課から、危険空家緊急対策について、ご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

1. 概略であります。

令和2年度の大雪によって市内では多数、空家の倒壊があったところがあります。近隣住民に被害が及ぶものについては、災害対策基本法に基づき危険回避のため応急措置を実施したものであります。実施後、所有者を特定していく中で、解散した法人の持ち物であったり、個人から業者に支払われていないものなど事後処理が終了していないものがございます。また今年度、降雪により倒壊し、近隣住民に被害が及ぶ危険性が高い空家があり、その対策に急を要することから、その費用について補正するものであります。

2番目です。

応急措置済みの空家ではありますが、令和3年2月に倒壊しました、旭町35番地1の鉄骨木造2階建て、所有者は法人、既に解散している法人であります。

補正額としては、応急措置に要した96万5,000円であります。

②若菜10番地5でありますけれども、これも同じく令和3年2月に倒壊しているものであります。木造の2階建て、所有者は個人で、応急措置額11万2,000円ということからあります。

2ページをお開きください。

3. 危険空家で至急解体が必要なものということで、①に本町2丁目41番地の地下1階木造3階建ての住宅であります。所有者は法人であり、既に解散しております。補正額は解体費用として757万9,000円を見込んでおります。

②、同じく本町2丁目40番地、店舗兼居宅でありますけれども、木造の2階建てということで、所有者は個人でありますけれども、郵送物を出しても宛先不明ということで、居所不明の状態になっているものであります。解体費用として、729万3,000円を見込んでおります。

補正額1,594万9,000円となります。今回、解散した法人など請求先の不明なものがありますが、今後も顧問弁護士等と連携しながら、除却費回収に最大限の努力をして参りたいというふうに考えております。

5番目、今後のスケジュールです。応急措置済みのものについては、補正予算成立後、業者に支払い等を進めて参りたいと考えております。危険空家で解体が必要なものについては、降雪前の10月末を目途に解体を実施して参ります。

6番、今後の対応についてでございますけれども、ほかにも落雪、倒壊のおそれがある空家は確知しておりますが、今後その危険度により空家等対策特別措置法に基づき空家対策を進めて参りたいというふうに考えております。

以上であります。

(今川委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

(千葉委員)

今回は災害対策基本法に基づき措置を行うということなのですが、今後の対応のところに、特別措置法でやっていくということなのですが、このなぜ今回も特別措置法でやらないのかどうかについて、お願いしたいのですけれども。

(建設課長)

千葉委員のご質問にお答えします。

特別措置法で個人等が特定されている場合、順を追って手順を踏んでいくと、大体1年8か月ぐらいかかるということで、今回の場合、今回の大雪で危険住宅ということになったものですから、今回の降雪に特別措置法でやると間に合わないということから災害対策基本法で行いたいということでありませう。

(千葉委員)

分かりましたけれども、今後は、今ここに対応として特別措置法でやるということになっていきますので、できれば特別措置法でやれることを考えていただいて、余裕を持った、そういうような計画を立てていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(建設課長)

今後は千葉委員が言ったとおり、財源を含めて特別措置法でやるほうが有利であるということから考えましても、特別措置法にのっとりした手順でやりたいというふうに考えておりますが、今後まだ私たちの確知していないところで緊急に発生する場合がありますので、その場合については災害対策基本法でやらざるを得ないというふうに考えております。

(今川委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(本田委員)

金額的に決して軽微な金額とは言えない額なのかなと。また、今後、予備軍といいますか、今後、危険家屋になり得る建物も多く散見される中で、先ほど報告の中で、顧問弁護士とも連携をしてという話もありましたが、こうして一時的に市が負担をする工事費用というのですか、これの回収について、きっちりとお支払いをいただくというような取組が必要かなと、公平性を保つためにも必要かと思うのですが、その辺について、改めてお話をいただければと思います。



(建設課長)

所有者の特定というのが、まず第一の段階ということで、所有者が特定できれば、災害対策法も特措法も、財産の差押えというところまでできるということでもありますので、その辺の制度を整理しながら、今後空家対策処理をやっていきたいというふうに考えています。

(今川委員長)

よろしいですか。

(本田委員)

分かりました。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで建設課を終わります。

#### 【保健福祉課】

(今川委員長)

次に、保健福祉課より報告を受けて参ります。

(保健福祉課長)

保健福祉課です。

当課からは、新型コロナウイルスワクチン接種について報告したいと思います。

資料をご覧ください。

初めに、ワクチン確保の状況ですが、これまでに当市では1万3,000回分を確保済みでございます。これは12歳以上の対象者6,964人のおおむね93%に2回接種することが可能であります。

なお、今後はワクチンに廃棄が生じないように、道が広域で市町村保有ワクチンを融通調整すると聞いています。

続いて、(2) ワクチン接種状況です。

これは8月24日現在となっております。初めに高齢者ですが、人数にして3,919人、そのうち1回目接種終了者が3,493人、率にして89.1%。続いて、2回目、3,439人、率にして87.8%。続いて、その下、12歳以上ですが、6,964人のうち1回目接種が5,306人、率にして76.2%。2回目です。4,501人、率にして64.6%でございます。

2回目の割合について全道、全国と比較してみますと、高齢者については

全道、全国よりも夕張市が若干上回っている状況です。12歳以上ですが、本市が2回目接種で64.6%ですが、これに対して国レベルでは43%程度、それと北海道レベルでは35%程度と。いずれも夕張市が大きく上回っています。全国レベルでは20%以上、全道レベルでは29%ぐらい上回っている状況です。

引き続きまして、追加資料をご覧いただきたいと思います。

新型コロナワクチン接種事業における委託先業者の不正事案について報告します。

1番目、経緯です。

新型コロナワクチン接種事業に関し、ワクチンの円滑な接種及び市民が安心して接種できる体制を構築することを目的として、市民等からの問合せや予約受付に対応するコールセンターの設置、運営を行うため、他自治体とも情報共有しながら外部委託先を決定し、契約締結の上、業務を進めて参りましたが、8月27日金曜日に委託先業者から、北海道を担当する札幌コンタクトセンターにおいて、不適切な業務運営があった旨の連絡を受けたものです。

委託契約名は、夕張市新型コロナワクチン接種コールセンター運營業務です。

委託先の業者は、JPツーウェイコンタクト株式会社、本社は大阪にあって、札幌の事業所は札幌コンタクトセンターといます。

本市の委託業務の概要です。市民からの問合せ対応、ワクチン接種予約の受付、電話回線等インフラ構築、WEB予約システムの提供、予約状況の報告です。

発表された、昨日ですね、記者発表があったようですが、その発表された不適切な業務の内容です。

問合せ、受付件数を改ざんして自治体に報告していたということです。ワクチン接種の予約の内容については改ざんがないと聞いています。JP側から近日中に契約自治体、道内36ありますが、本市を含めて36ありますが、近日中に来庁して、事案の概要等の説明を受ける予定となっています。

6番目、当市の対応ですが、近日中にJP側が事情説明のため来庁することとなっております。この説明の内容を踏まえて、今後の対応を検討して参りたいと考えています。

以上で報告を終わります。

(今川委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

(熊谷委員)

ワクチンの接種状況について伺います。

まず確認なのですが、この12歳以上という数字は、高齢者も含めた

数字ということでもいいですか。

(保健福祉課長)

熊谷委員のご質問にお答えします。

お見込みのとおり、12歳以上高齢者も含めた人数です。

(熊谷委員)

中学生や高校生がどの程度受けているのか、人数的というかパーセントとか、もし分かりましたら、お聞きしたいと思うのですが。

(保健福祉課長)

当課においても、その年齢別の人数については把握するように今努めておりますが、まだ集計が終わっていませんで、手持ちの部分ではありません。

(今川委員長)

よろしいですか。

(熊谷委員)

はい、分かりました。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

(高間委員)

今のワクチンの接種状況なのですけれども、高齢者の部分で1回目と2回目とのこの差というのですか。普通は1回受けると2回も受けようと思って接種されると思うのですが、人数にしたら54名ぐらいなのかな、これを見ると。それで、何か特別な理由があるのかどうか、お願いします。

(保健福祉課長)

ただいまの高間委員のご質問にお答えします。

現在においても、市内で個別接種、集団接種、現在進行中ですので、まだ1回目を打ったけれども、2回目を打っていない方がほとんどかと思えます。

(高間委員)

では、これはまだ継続中ということで考えていていいのですね。分かりました。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

(君島委員)

すみません。まだ未接種の方がおりますよね。そういう方たちへの働きかけというのは、今、やっておられると思うのですが、どういう状況でしょうか。

(保健福祉課長)

ただいまの君島委員のご質問にお答えします。

当市では、9月から、明日からですか、最後に、中には接種をためらっている方ですとか、情報が届かない方ですとか、または一番最後にしようという思いの方、様々いらっしゃるようで、そういう方たちにできるだけ早く打ってほしいということで、市民周知を様々な手段で呼びかけをしております。例えば広報ですとかホームページ、それと新聞折り込み、それと関係機関、郵便局や介護機関などにポスターを掲示したり、そういう様々な手段を通じて、9月中はウェブ上に予約できる枠を用意してございますので、その枠を活用して打っていただければと思っています。

実際の打っていない方で希望する方がどれくらいいるかというのは、つかみ切れていない状況ですが、一人でも多くの方に打っていただければと思います。

(今川委員長)

よろしいですか。

(君島委員)

分かりました。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

(高間委員)

確認なのですけれども、今の君島委員のお話の中に、まだ打っていない方、どうして打てないのかという打てない理由、それはこういうことで打てないのですということ、これ報告したほうがいいのか、それともそのまま、いや自分はこういう理由で打てないのだということ自分だけが分かっていたらいいのか、そこら辺どうなのでしょう。

もしできるのなら、その訳を、理由を教えてもらえたらという、そういう思いも担当課としてはありますか。

(保健福祉課長)

高間委員のご質問にお答えします。

本当に打っていない方というのは理由は様々で、本当に副反応を、そういうことを懸念して打っていない方ですとか、または治療、今まで治療をしていて打っていなかった方、または、よく分からないからいやと言っている方、いろいろいるのですが、そこは問合せがあった方については、ワクチンの効果とリスクと両方を説明して、特に種類別に、ためらっている理由別に人数の把握の調査はしていませんが、両方、プラスの要因とマイナスの要因とを説明した上で理解してもらって打っていただくというふうにしています。

(高間委員)

どう答えてくれというわけではないのですけれども、できれば100%、そこ

までいかないだろうけれども、一人でも多くの人にといい思いはあると思うのですけれども、でも打てない方、打たない方、打たないというよりも打てない方に対しては、やっぱり打たないことがちょっと心に罪悪感を持っている方も、本当は打てばいいのだろうけど、自分はこういう事情があって打てないという人が、誰に言うこともなく打たないということで、ちょっと罪悪感を持っている人なり家族なりもいるのかなと心配するところもあるのね。打たなきゃ悪いみたいな。悪いというか、その事情があって打てないということに対して。そんなことでちょっと聞いてみました。返答は要りません。(今川委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(小林委員)

新型コロナウイルスワクチンの接種事業における委託先業者の不正事案。この部分についての資料を頂きましたけれども、一部報道でも情報が入った部分もあるのですけれども、これらは私どもにとっては寝耳に水で、どういう状況だったのかというのをもうちょっと詳しくと。

あと、この部分が起きたことによって、これ改ざんだけでなく、改ざんによる部分が、例えばコールセンターですから、こういう部分の部分が市民にどんな影響が、逆に現象としてあったのかどうか。こういう部分は支障ないですよというのであればいいのだけれども、いやこういう部分が改ざんされたけれども、実はこういう数字だったのだというのであれば、その部分のある程度現象なり、それから状況が、反映と言ったらおかしいけれども、市民にこういう影響があったのだよという部分がある場合、その部分をちょっとお聞きしたいのだけれども。

(保健福祉課長)

ただいまの小林委員のご質問にお答えします。

現状ではJP側から電話を通じて、先週の金曜日に話をいただいて、昨日記者発表があって、現時点においては詳しい説明は一切聞かされていない状況で、このペーパーベースの話は聞いているのですが、実際は市町村に対する報告の件数をちょっと水増ししていたという話なのですが、それが実際の市民対応で、コールセンターの電話対応で、どのような影響を及ぼしていたかは、先方の事情説明をしっかりと聞いて対応したいとは思っていますが、現状においては、一時は確かに電話対応で混乱している時期があったり、問合せの電話が繋がらない時期があったのは私も承知していますが、その後我々としても臨時センターを立ち上げるなり、職員の協力体制を得て、接種率もこれだけ上がってきましたので、直接的には大きな影響はなかったと思いま

すが、実際つながりにくかったということはあったかと思えます。

(小林委員)

私ども独自のコールセンター、市の内部でご努力されたという部分には市民も感謝していることと思えますけれども、やっぱりこういう部分というのは、当然委託したわけだから、委託は誰がしたかという夕張市がしたわけだよね。その部分から考えると、こういう部分、後にそういう部分の背景、詳細が分かれば、また後ほどお聞かせいただければなと思えますけれども、よろしいですか。

(保健福祉課長)

はい。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、ございませんか。

(大山議長)

この委託先、近日中に夕張に入ってきて来られるということではありますが、この接種率を見たら、そこそこの数字が上がっているよということはいいのですけれども、それはそれとして、これは当然委託料が発生していることから、夕張市に対する影響、この辺の数字も含めて、しっかりと対応していただきたいなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

(今川委員長)

答弁はよろしいですか。

(議長)

要らないです。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで保健福祉課を終わります。

#### 【生活福祉課】

(今川委員長)

次に、生活福祉課より報告を受けて参ります。

(生活福祉課主幹)

本日は利用者負担額（保育料）の算定誤りについてと、利用者負担額（保育料）の滞納繰越額についての2点、ご報告を申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず資料1、利用者負担額（保育料）の算定誤りについてをご覧ください。

概要についてですが、令和3年度9月の保育料の改定に向け、前年度保育料の算定資料と比較しながら事務処理を実施していたところでございますが、保育料算定に疑義が生じ、7月15日に保育料に誤りを発見いたしました。その後、同様の誤りがないか、法制度により請求が可能な平成28年度まで遡り、保育料の再算定を実施したところ、3件の誤りを確認いたしました。

3. 発生の要因としましては、国による幼児教育・保育の段階的無償化の取組により保育料に係る制度改正が平成26年度より頻発されており、市においても、子育て世代への負担軽減を図るため、平成27年度以降に保育料の国基準の階層を細分化するなど独自の施策をスタートさせるとともに、平成29年度には市の独自軽減として、同時入所の場合の保育料を2子目以降無料としております。また、同年北海道の独自の施策として、多子世帯の経済的負担を軽減するため、市町村への保育料の軽減が行われるなど、さらに細かく制度が変わり事務が煩雑となり業務量が増加したことにより誤りが発生したと考えています。

4. 再算定結果についてですが、平成28年度まで遡り再算定をしたところ、平成28年度、29年度、31年度については誤りはありませんでしたが、30年度及び令和2年度に誤りがありました。

平成30年度は1件で、多子軽減の子どもの数のカウントに誤りがあり、半額となる軽減措置は非該当となり、全額分を徴収する必要があったことから増額となり、5か月分で4万7,500円の追加納付となります。

令和2年度は2件あり、1件は認定区分、短時間認定が標準時間認定であったため増額となり、1か月分400円の追加納付となります。もう1件は、多子カウントに誤りがあり、軽減措置により無償化に該当するため減額となり、7か月分で15万4,000円を還付する必要がありました。

5の今後の対応としましては、納付義務者に対し、戸別訪問により正しい保育料をお知らせしご理解を得るとともに、返還及び納付依頼を実施してまいります。また、管理監督者に対し厳重注意とした上で、制度及び関連システムの相互理解を徹底し、複数職員による確認とし、チェック体制を強化して参ります。

資料1、利用者負担額（保育料）の算定誤りについては以上でございます。

続きまして、資料2、利用者負担額（保育料）の滞納繰越額についてをご覧ください。

概要についてですが、令和2年度決算に向け前年度保育料の収納状況を確認しながら事務処理を実施したところ、滞納繰越額に疑義が生じ、6月17日

に還付未処理があることを発見いたしました。同様の誤りがないか法制度により請求が可能な28年度まで遡り、収納状況の確認を行ったところ、10件の誤りを確認いたしました。

3. 発生の要因としては、保育料の算定誤りと同様に、平成26年度以降の国による幼児教育・保育の段階的無償化の取組により制度改正が頻発されており、市や道の多子軽減なども含め事務が煩雑となり業務量が増加したことによるものと考えています。

4. 確認結果ですが、平成28年度まで遡り確認したところ、平成28年度、29年度については誤りはありませんでしたが、平成30年度から令和2年度までの3年間に誤りがありました。

平成30年度は5件で、財務会計システムへの入力誤りにより、滞納繰越額が8万740円増額となります。

平成31年度は2件あり、1件は財務会計システムへの入力誤りにより、滞納繰越額が1万4,500円減額となり、その他の1件は過誤納金の還付未済があり、滞納繰越額は350円増額となります。

令和2年度は3件あり、過誤納金の還付未済があり、滞納繰越額が9,000円増額となります。

5. 今後の対応としましては、納付義務者に対し、戸別訪問により過誤納還付額をお知らせし理解を得るとともに、返還を実施して参ります。滞納繰越額の修正については、令和3年度において、正しい滞納繰越額に修正いたします。また、管理監督者に対し厳重注意とした上で、事務処理及び関連システムの相互理解を徹底し、複数職員による確認としチェック体制を強化して参ります。

以上です。

(今川委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、ございませんか。

(大山議長)

算定誤りについてなのですけれども、新たに4万7,500円納付していただかなければならないと。これ、行政の算定ミスということでもありますので、単純に謝するというよりも、しっかり誠意を持って対応してもらいたいというふうに思いますし、また、還付15万4,000円という場合でも、そもそも、これは令和2年度ですか、基本的に行政が多くもらっていたということでもありますので、還付すると言いながらも、そこら辺も併せて丁寧な説明をお願いし



たいというふうに思います。

(今川委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで生活福祉課を終わります。

#### 【財政課】

(今川委員長)

次に、財政課より報告を受けて参ります。

(財政課長)

お疲れさまでございます。

それでは、財政課のほうからは財政再生計画の変更について、以下計5件についてご報告させていただきます。

まず、財政再生計画の変更について、資料1-1をご覧ください。

夕張市財政再生計画変更予定事項（令和3年度第3次（9月）変更）についてでございます。

今回の財政再生計画の変更は、令和3年度第2次6月変更以降に生じた新たな課題に対応するものでございます。

計画変更後の歳入歳出総額は2億874万4,000円となるものでございます。

変更に伴い必要となる財源については、国道支出金や幸福の黄色ハンカチ基金繰入金等の特定財源を活用するほか、一般財源は財政調整基金繰入金で対応するため、再生計画期間の変更はございません。

それでは歳出関係でございますが、まず表の中で右上に小さく字が書いておりますが、今回の計画変更には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、本省繰越し分の1億円を財源として実施する事業が含まれており、財源欄の※、No.2のほうをご覧くださいただければ分かると思うのですが、※がついている事業がそれに該当する事業でございます。

それでは、まず消防本部、教育課に関連する事業についてご説明いたします。

No.1、新型コロナウイルス感染症対応経費。

救急搬送に出動した救急隊員のPCR検査に係る診断費用及び消防職員1名が新型コロナウイルス陽性となったため、業務体制継続のために職員全員のPCR検査実施に要する費用を計上するものでございます。

変更額は12万8,000円、全額一般財源でございます。

No.2、避難所用ポータブルトイレ購入。

災害時の避難所生活において、トイレの確保は重要であり、避難所の衛生環境を保ち、コロナウイルスの感染予防対策等を図るために、災害時用のポータブルトイレを購入する経費を計上するものでございます。

変更額は126万3,000円、全額一般財源でございます。

No. 3、新型コロナウイルス感染防止対策（救急業務）。

救急活動等での感染リスク軽減のためサージカルマスク等必要な消耗品及び隊員の業務中の健康と安全を守るため必要な物品を購入する経費を計上するものでございます。

変更額は99万7,000円、全額一般財源でございます。

No. 4、救急車内感染拡大防止。

救急車内及び救急搬送時の感染リスク軽減のため感染症防止搬送用具及び車内パーティションを購入する経費を計上するものでございます。

変更額は234万3,000円、全額一般財源でございます。

No. 5、消防庁舎仮眠室整備。

昨年10月消防本部において新型コロナウイルス感染症クラスターが発生した際に、仮眠室の感染症対策が不十分との保健所からの指摘を踏まえ、感染症対策として仮眠室にカプセルベッドを設置し、個室に近い区画形成をするための経費を計上するものでございます。

変更額は982万3,000円、全額一般財源でございます。

No. 6、感染症対策（消防庁舎トイレ水栓工事）。

感染症拡大防止対策として、消防署、消防庁舎内トイレ2箇所の洗面台の水栓を非接触式の自動水栓に改修するための経費を計上するものでございます。

変更額は12万1,000円、全額一般財源でございます。

No. 7、密集軽減のための輸送能力増強事業。

登下校時のスクールバス内の感染症対策としてスクールバスを増便する経費を計上するものでございます。

変更額は216万8,000円、全額一般財源でございます。

続きまして、No. 8、スクールバス運営。

登下校時のスクールバス内の過密解消のため、4月当初から予算計上し増便して運行しているところでございますが、今回の臨時交付金事業として実施することに伴って、登校便相当分について減額補正するものでございます。この増分については、先ほどのNo. 7の内数でございます。

変更額は△167万9,000円、財源は全額ハンカチ基金でございます。

No. 9、感染症拡大防止対策（教育施設非接触型水栓整備）。

感染症対策として、集団感染リスクを避けるため、教育施設の手洗い場の

水栓を手動式から非接触型に整備するための経費を計上するものでございます。

変更額は436万7,000円、対象施設は算出根拠に記載している場所でございます。財源は全額一般財源でございます。

No.10、感染症拡大防止対策（小学校備品）。

感染拡大防止対策として、小学校の学習活動の実施に当たって、集団感染のリスクを避けるためアクリルパーティション等、適切な空間が確保できるよう必要な備品の確保に係る経費を計上するものでございます。

変更額は117万5,000円、全額一般財源でございます。

No.11、小学校校舎維持補修（外物置屋根破損修繕）。

令和3年3月の断続的な大雪と暖気からなる落雪により小学校の外の物置の屋根、軒なのですが、が破損したことから修繕に係る経費を計上するものでございます。

変更額は262万9,000円、財源は全額ハンカチ基金繰入金でございます。

No.12、小学校校舎維持補修（駐車場排水補修）。

ゆうばり小学校の駐車場排水の不具合により、大雨発生時に駐車場全体が冠水する被害が発生していることから駐車場排水を修繕するための経費を計上するものでございます。

変更額は24万2,000円、全額ハンカチ基金繰入金でございます。

No.13、感染症対策・学習保障等に係る支援事業（小学校）。

感染拡大防止によりオンライン学習の環境を整備しているところでございますが、今後遠隔授業を実施の際、教室にいる教員と家庭にいる保護者等との通信トラブル等の対応のため、教室に電話機を設置する経費を計上するものでございます。

変更額は26万3,000円、全額一般財源でございます。

No.14、感染症拡大防止対策（中学校備品）。

感染拡大防止対策として、中学校の学習活動の実施にあたり、集団感染のリスクを避けるためアクリルパーティション等、適切な空間が確保できるよう必要な備品に係る経費を計上するものでございます。

変更額は165万2,000円、全額一般財源でございます。

No.15、感染症対策・学習保障等に係る支援事業（中学校）。

感染症拡大によりオンライン学習の環境を整備しているところでございますが、小学校と同様に遠隔授業実施の際、教室にいる教員と家庭にいる保護者等との通信トラブル等に対応するために教室に電話機を設置する経費を計上するものでございます。

変更額は42万5,000円、全額一般財源でございます。

No. 16、感染症拡大防止対策（共同調理場）。

小中学校への給食提供にあたり、食器や調理器具等は消毒保管機にて保管しているところですが、ウイルスに対する殺菌能力を現行よりも向上させる消毒保管機の購入に係る経費を計上するものでございます。

変更額は865万3,000円、全額一般財源でございます。

No. 17、図書館パワーアップ事業。

感染症対策としてステイホームが推奨されている中で市民の自宅時間の充実を図るため、多様な分野の蔵書により図書館としての機能充実や幅広い年代の利用者の継続した獲得につなげるため図書購入経費を計上するものでございます。

変更額は40万円、全額一般財源でございます。

No. 18、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金。

本年5月～6月の緊急事態宣言を受け、市の要請により休業した教育委員会所管施設の指定管理者に対して、宣言解除後の運営を支援するための支援金を支給するための経費を計上するものでございます。

変更額は40万円、全額一般財源でございます。

No. 19、石炭博物館管理（修繕）。

石炭博物館屋上に設置している雨水管の不良により、水漏れが発生していることから、雨水管を修繕する経費を計上するものでございます。

変更額は27万3,000円、全額ハンカチ基金繰入金でございます。

No. 20、石炭博物館感染症拡大防止対策事業。

石炭博物館の運営にあたり、感染症対策に必要なタブレット型体温測定カメラなど、必要な物品を購入する経費を計上するものでございます。

変更額は97万円、全額一般財源でございます。

No. 21、ゆうばり文化スポーツセンター感染症拡大防止対策事業。

文化スポーツセンターの運営に当たり、感染症対策のため博物館同様タブレット型体温測定カメラ等の購入に必要な経費を計上するものでございます。

変更額は67万円、全額一般財源でございます。

消防本部、教育課に関する事業についての説明は以上でございます。

（今川委員長）

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

（千葉委員）

No. 2の消防本部のほうの避難所用ポータブルトイレ購入の件なのですが、令和2年度にも5台を購入していると思うのですが、令和3年度も5台買って、合計で10台になると思うのですが、夕張市内に避難所が23箇所ぐらいあるのですが、それに必要な台数はどのぐらいだと考

えておりますか。

(消防本部統括課長)

指定避難所、今、千葉委員のご質問にありましたとおり、各避難所が全施設が避難所として機能するという事は、ちょっと考えにくいというふうに考えております。

各地域の災害事象も、夕張の地域が山と谷に囲まれた集落が点在している中で、地域が異なる部分もありますので、学校のトイレがニーズが多い避難所であれば、そこを優先しますし、まだ足りないのであれば、南空知の広域の協定を結んでいるので、学校トイレを備蓄している市町村に要請する。または北海道のほうで、ウォレット株式会社という小樽市の会社なのですが、胆振東部地震のときに活躍したコンテナトイレがあります。これは仮設のトイレなのですが、非常に清潔できれいなトイレであります。洋式型のトイレになります。トイレも道のほうに要請をして、避難している方々がトイレを利用できるように考えております。

(千葉委員)

いろんなところから借りる予定ではありますけれども、そうしたら、今後これを購入する予定というのは、今のところ計画はないということでしょうか。

(消防本部統括課長)

千葉委員のご質問にお答えいたします。

今後も国の示しているガイドライン、災害当初は50人に1台ということですので。長期化すると20人に1台ということになります。夕張市は、大きな地震が発生した場合には、避難者数は、計算すると400人弱の避難者が出る予定になっております。なので長期化する場合は20人に1台ということになりますので、今後も少しずつ台数を増やしたいというふうに考えております。

(今川委員長)

よろしいですか。

(千葉委員)

分かりました。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

(本田委員)

2ページ目、No. 14、感染症拡大防止対策（中学校備品）について、お伺いをします。

この案件に関する積算根拠を拝見しますと、移動式パーティションのほか乾燥付ドラム洗濯機というふうに計上されておりますが、リスク、集団感染

リスクを避けるための適切な空間を確保するために必要な備品という説明がある中で、具体的にどのような必要性があって、これらを購入する予定なのかについて、ご説明をお願いします。

(今川委員長)

暫時休憩いたします。

午後 2時28分休憩

午後 2時28分再開

(今川委員長)

会議を再開いたします。

(教育課長)

本田委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、この洗濯、乾燥付なのですけれども、中学校には共同調理場も設置してございますので、その関係で使用することにもなるということで導入したものでございます。

今の洗濯機が老朽化が激しいということで、設置はしているのですけれども、十分な、使途が限られてくるということですので、この際新規購入をしてというところでございます。

(今川委員長)

よろしいですか。

(本田委員)

分かりました。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

続けて報告を受けて参ります。

(財政課長)

続きまして、財政課、建設課、土木水道課、市民課に関する説明をいたします。

No.22、清水沢2丁目法面敷地内支障木伐採。

市有地内に枯木がございまして、民家等に被害を及ぼすおそれがあることから、当該支障木を伐採する経費を計上するものでございます。

変更額は46万2,000円、全額一般財源でございます。

No.23、国民健康保険事業会計繰出金。

令和3年4月1日付け人事異動による国民健康保険事業会計の人件費増加分に係る一般会計からの繰出金を計上するものでございます。

変更額は133万円、全額一般財源でございます。

No. 24、下水道事業会計繰出金。

令和3年4月1日付け人事異動に伴う下水道事業会計の人員増による人件費増加分に係る一般会計からの繰出金を計上するものでございます。

変更額は804万8,000円、全額一般財源でございます。

No. 25、予備費。

新型コロナウイルス感染症のため5月に夕張市経営持続化応援給付分として、予備費を充用した額の相当分について、今後の緊急財政需要に備え増額するものでございます。

変更額は605万1,000円、全額一般財源でございます。

No. 26、危険空家緊急対策。

令和2年度の大雪により空家の一部倒壊等によって近隣に障害が生じる事例が発生したところでございます。今冬の積雪状態になる前に、特に危険性が高い、緊急の対応が必要な空家2件に係る対応措置についての経費を計上するものでございます。

変更額は1,594万9,000円、全額ハンカチ基金繰入金でございます。

No. 27、道路維持センター等感染症対策。

感染症対策として、道路維持センターを含む2か所の作業員詰所に室内用加湿空気清浄機を購入する経費を計上するものでございます。

変更額は21万3,000円、全額一般財源でございます。

No. 28、橋梁長寿命化計画事業（積算業務委託）。

本年度の市道清水沢沼の沢線清水橋架替工事を発注するにあたって、精算業務を適正に実施するため必要な経費を計上するものでございます。

変更額は74万8,000円、全額一般財源でございます。

No. 29、住民基本台帳ネットワークシステム整備（システム改修）。

行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律の一部改正に伴い、国外転出者のマイナンバーカード等の利用に対応するためのシステム改修を行う経費を計上するものでございます。

変更額は115万2,000円、全額一般財源でございます。

続きまして、No. 30、生活館等管理（修繕料）。

指定管理者により運営している生活館2か所に係る設備の修繕について、指定管理者との協議の結果、市が負担することとしたため、補修等に要する経費を計上するものでございます。

変更額は27万4,000円、全額ハンカチ基金繰入金でございます。

No. 31、拠点複合施設りすた感染症拡大防止対策（物品購入）。

拠点複合施設りすたの感染症対策のため、タブレット型体温測定機や多目的ホールの網戸等施設備品を購入するための経費を計上するものでございます。

変更額は74万7,000円、全額一般財源でございます。

No. 32、密集軽減のための屋外誘導対策。

拠点複合施設りすたの感染症対策のため、バス待合の際に施設内の密集防止対策として、屋外でも分散して待合ができるよう、テーブル、椅子等必要な物品を整備するための経費を計上するものでございます。

変更額は166万5,000円、全額一般財源でございます。

No. 33、共同浴場管理（修繕料）。

経年劣化等により修繕が必要となった市内共同浴場の設備を修繕するための経費を計上するものでございます。

変更額は130万円、全額ハンカチ基金繰入金でございます。

No. 34、富野じん芥埋立処分地管理（木くず破砕）。

埋立ごみの3割を占める木くずを破砕処理して埋立容量の削減を目指し、当初は埋立処分場に破砕機を搬入して破砕することとしていたが、移設予定の破砕機が移設許可を超える規模であることから、木くずを処理地へ運搬・破砕処理することとし、これに係る経費を計上するものでございます。

変更額は204万1,000円、全額一般財源でございます。

No. 35、真谷地リサイクルセンター感染症対策。

真谷地リサイクルセンターの資源物選別作業場では、換気装置がなく、冬は保温のためのビニールシートで選別スペースの一部を覆い、その中で選別作業を行っているため、作業員同士が「密」となり、感染リスクが高いことから、安全な作業空間を確保するための改修を行う経費を計上するものでございます。

変更額は641万8,000円、全額一般財源でございます。

No. 36、容器包装リサイクル収集（選別倉庫屋根補修）。

プラスチック製容器包装選別室の天井部より雨漏りが確認され、業務上支障があるため、雨漏り補修工事を実施するための経費を計上するものでございます。

変更額は153万8,000円、全額ハンカチ基金繰入金でございます。

No. 37、容器包装リサイクル収集（トイレ設置）。

真谷地リサイクルセンターのトイレについて、冬期間小便器が凍結するため使用できないことから、大便器1基のみで使用している状況。作業員の働く環境改善のため大便器1基を増設するための経費を計上するものでござい



ます。

変更額は62万7,000円、全額ハンカチ基金繰入金でございます。

以上で、財政課、建設課、土木水道課、市民課に係る説明は終わります。

(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

(本田委員)

4ページ目の一番下、No. 34、富野じん芥埋立処分地管理についてお聞きをします。

当初予算57万7,000円ということで予定していた事業が、機械が移設の許可を超えていたがために、約5倍の事業費に膨れ上がったというふうに見えるのですが、この案件に関する、こうなってしまった要因等について、ご説明を求めます。

(市民課長)

本田委員の質問にお答えします。

今、押野見財政課長から説明がありましたとおり、当初予算では市内の一般廃棄物処理で、破砕機を所有している会社さんと調整をして、その機械を1日、うちの施設に入れて破砕をすると。その辺の許可の部分についても、問題ないという認識でいたのですけれども、搬入していただくものが許可を超えると。我々としては、そこまできちんと詰められていなかったと。

ただ、いろいろと調整したのですけれども、やはりどうにもならないということで、今回、破砕処理については、先ほど説明があったように、全体の1年間に排出されるごみの約3分の1が木質ごみで、かつ圧縮しにくいということで、ごみ処分場の延命化に影響があるということなので、今回は、一次的に搬出して、そこで処理してもらって、そこで完結してもらおうという対策を取らざるを得ないと。来年以降も、こういう効果がどのぐらいあるかということ踏まえて、住民の方が関心あるごみの施設の延命化がどのぐらいなのかというところを、前回までの調査とは違って、新たな考え方を入れる中で、どのぐらいもつかということ来年度以降、進めていきたいと考えております。

以上です。

(本田委員)

移設の可否について、ちょっと見込みが甘かったという部分が要因かと思えますので、今後、同様の事業をされる場合に、事前の調整、もしくは調査をしっかりとやっていただければというふうに思います。

続けてよろしいでしょうか。

(今川委員長)

どうぞ。

(本田委員)

No.32 の密集軽減のための屋外誘導対策ということで、りすたの感染防止対策に関する部分なのですが、積算根拠を見ますと、パラソルですとか、アンブレラ等、要は施設の外でもバス待ちができるような環境をつくって、密を避けるというような対策なのかなというふうに思いますが、雪が降る前はいいかと思うのですが、降雪後のこの点についての対策はどのようにお考えでしょうか。

(市民課長)

本田委員の質問にお答えします。

この対策なのですが、当然、夏中心になります。ですので、今回購入する部分につきましては、バス時間に集中的に中学生が密になったりする一方、やはり中学生は、そこにじっとしてられないという状況も、利用状況の中で見えていますので、外に降雪しない時期に空間をつくってあげるといことで、感染症対策等、りすたのにぎわいづくり、両面を期待した事業でございます。

以上です。

(本田委員)

その意図は伝わったのですが、一応質問の内容は、冬どうするかということですね。要は雪が降っても、パラソルを設置し続けて、外でというふうにお考えなのか。それとも別の策があるのかについて、お聞きします。

(市民課長)

失礼しました。今回買う物は、全てが可動式な物ですので、冬の間、設置することではなく、フレキシブルに利用、用途に合わせて動かせるということも考えているものです。冬の間はまいります。

(今川委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

続けて報告を受けて参ります。

(財政課長)

続きまして、総務課、地域振興課に係る案件について、ご説明いたします。

No. 38、感染症対策（飛沫防止用アクリルボード購入）。

感染症対策として、来庁者と対面での対応が発生する箇所に、飛沫感染防止のアクリルボードを設置する経費を計上するものでございます。

変更額は 37 万 4,000 円、全額一般財源でございます。

No. 39、感染症対策（本庁舎トイレ洗面台水栓工事）。

感染症対策として、本庁舎トイレの洗面台手洗器を非接触型に改修する経費を計上するものでございます。

変更額は 363 万円、全額一般財源でございます。

No. 40、屋内消火栓ポンプ取替工事。

本庁舎屋内消火栓ポンプモーターが機器不良により使用不能の状態であることから、ポンプ一式を取替えるための経費を計上するものでございます。

変更額は 539 万円、全額一般財源でございます。

No. 41、テレワーク及びオンライン会議体制整備。

感染症対策のため、市役所業務のテレワーク及びオンライン会議等に対応する体制づくりが必要な機器購入に要する経費を計上するものでございます。

変更額は 681 万 5,000 円、全額一般財源でございます。

No. 42、幸福の黄色いハンカチ基金積立。

令和 3 年 4 月以降の特定の事業を指定した寄附を「幸福の黄色いハンカチ基金」へ積み立てるための経費を計上するものでございます。

変更額は 52 万 5,000 円、全額夕張まちづくり寄附金でございます。

No. 43、感染症対策（企画）。

新型コロナウイルス感染症対策として、公設塾等のマスク・消毒液等必要物品を購入する経費を計上するものでございます。

変更額は 7 万 2,000 円、全額一般財源でございます。

No. 44、ふるさと納税ページ作成ツール使用料。

令和 2 年度に新たに追加したふるさと納税サイトの市町村ページの編集用の無料サポートツールが本年 4 月で終了したため、今後、11 月、12 月は、ふるさと納税の需要が高まる時期でもあることから、魅力的なページ作成をするため、有償のサポートツールを導入する経費を計上するものでございます。

変更額は 3 万 3,000 円、全額ハンカチ基金繰入金でございます。

No. 45、ふるさと納税返礼品開発促進奨励金。

地元事業者が取り組む魅力あるふるさと納税返礼品の商品開発を促進するため、必要な経費を奨励金として支援する経費を計上するものでございます。

変更額は 200 万円、全額一般財源でございます。

No. 46、幸福の黄色いハンカチ基金助成。

特定団体への指定寄附について、寄附金の活用を希望する団体に助成するための経費を計上するものでございます。

変更額は1,104万8,000円、全額ハンカチ基金繰入金でございます。

No. 47、夕張高校魅力化事業。

公設塾キセキノで使用する複写機に係る使用料を計上するものでございます。

変更額は7万円、全額ハンカチ基金繰入金でございます。

No. 48、地域魅力発信事業。

アフターコロナを見据え、関係人口の創出、交流人口の拡大に資するよう外部への地域の魅力を発信するため動画等作成する機器整備に係る経費を計上するものでございます。

変更額は106万9,000円全額一般財源でございます。

No. 49、道の駅夕張メロード感染症対策等事業。

アフターコロナを見据え、観光需要の早期回復に資するよう道の駅の感染症対策等の取組に要する経費について「道の駅夕張メロード運営協議会」へ補助するための経費を計上するものでございます。

変更額は2,000万円、全額一般財源でございます。

No. 50、幸福の黄色いハンカチ思い出ひろば魅力化整備事業。

幸福の黄色いハンカチ思い出ひろばにおける感染症対策及びアフターコロナの観光需要回復のため、指定管理者に対して対策に係る経費を補助する経費を計上するものでございます。

変更額は600万円、全額一般財源でございます。

No. 51、観光看板魅力化整備。

アフターコロナを見据え、観光需要の回復を図るため、老朽化した観光関連看板を整備するための経費を計上するものでございます。

変更額は300万円、全額一般財源でございます。

No. 52、夕張市経営持続化応援給付金。

本年5月～6月の緊急事態宣言を受けた市内飲食店等に時短営業により事業者は非常に経営状況が厳しくなっていることから、事業・雇用の継続を支援するための給付に係る費用を計上するものでございます。

変更額は605万1,000円、全額一般財源でございます。

No. 53、道支出金過年度還付（経営体育成支援事業補助金）。

平成30年度の被災農業者向け経営体育成支援事業について、実績を精査した結果、補助金を超過受領していることが判明したことから、超過受領額を返還する経費を計上するものでございます。

変更額は11万円、全額一般財源でございます。

No. 54、道支出金過年度還付（多面的機能支払交付金）。

令和2年度において補助要件を満たさなくなった組織が交付金を返還することから、当該経費の国・道費分を返還するものでございます。

変更額は1,000円、全額多面的機能支払交付金返還金収入によるものでございます。

総務課、地域振興課についての説明は以上でございます。

（今川委員長）

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

（本田委員）

6ページのNo.49、道の駅夕張メロード感染症対策等事業で、変更額2,000万円ということで計上されておりますが、この変更事項説明等の書面で、他の事業に関しては、大体明細、積算根拠としてパーティションに幾らですとか、詳しい明細が載った上で金額が算出されておりますが、この案件及び関連しまして、ハンカチ思い出ひろば、No.50の事業についてもそうなのですけれども、この2件については、積算根拠を示さずに金額が計上されているのですよね。この点については、事前に担当課にお伺いをして、内訳については、情報をいただきましたので、また、他の委員とも情報共有しているので、内容については理解をしたところなのですが、この事項説明の中に明細を計上せずに我々に情報提供したのには、何か意図があるのかどうかをお伺いをします。

（地域振興課長）

本田委員のご質問にお答えいたします。

明細について、ちょっと分かりにくい箇所があったことについて、大変失礼いたしました。中身について、ちょっとご説明をさせていただきましたけれども、具体的内容につきましては、今後、道の駅の運営協議会でも検討後に決定することとなっております。内訳といたしましては、直売陳列用什器を整備して、不特定多数の方の手に触れない商品陳列、ソーシャルディスタンスを確保した休憩スペースの整備、それから、観光情報発信について、観光情報の発信カウンターの整備等々想定しております。こういった必要な整備を、ある程度見積りを取って、2,000万ということで提出させていただいたのですけれども、具体的な中身については、今後、農協さんをはじめ、関係者と運営協議会の中で協議して決めるということで進めさせていただきたいと思っております。特段、その内訳を書かなかったという意図はないのですけれども、そういった進め方で、今後やらせていきたいということで、こういったご報告をさせていただいたところです。

以上です。

(今川委員長)

よろしいですか。

(本田委員)

そうなりますと、一応もちろん積算、什器だとか、休憩スペースの整備だとか、積算するものがある中で額を算出して、運営協議会に対して交付するというような流れかと思えますけれども、今のご説明でいくと、この内容に関しては、運営協議会の中で議論を進める中で用途は変わる可能性はあるよという理解でよろしいのですか。

(地域振興課長)

本田委員のご質問にお答えいたします。

大きな用途の変更はないと考えております。運営協議会の進め方といたしましては、もちろん正式な運営協議会で集まって、今後、意思決定していくわけですが、その運営協議会を進めるに当たって、今も現場の声とか、農協さんの声とか、関係者のみなさんと協議を進めさせていただきながら進めているので、大きな用途の変更とか、そういったところは予定しておらないです。

以上です。

(今川委員長)

よろしいですか。

(本田委員)

その件については、分かりました。

関連しまして、No. 48 から No. 51 までの四つの事業に関しては、アフターコロナを見据えた観光事業のてこ入れといたしますか、そこへ向けての事業というふうに考えられるかと思えます。これらはみんな、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用するという見込みで積算されているかと思えますけれども、財政課長にお伺いしたいのですが、令和 3 年度の当該交付金の額については、大体幾らぐらいを見込んでいらっしゃいますか。

(財政課長)

今回の臨時交付金の対象となる額ということでよろしいでしょうか。

(本田委員)

はい、結構です。

(財政課長)

今回の地方創生臨時交付金につきましては、令和 2 年度に交付決定された臨時交付金のうち、国のほうとの手続を経て、本省繰越しという形を経た財源でございまして、額としては 1 億円を予定しております。その 1 億円につきましては、令和 2 年度の交付決定財源なのですけれども、令和 3 年度に予

算計上された事業について、財源として活用していいというふうにされている財源でございます。

以上です。

(本田委員)

約1億円がこの交付金として、今年度充当していく予定だということでしたが、続きまして、副市長にその件について、お伺いをしたいのですが、要は今回、1億円の地方創生の交付金ですね。当該交付金を活用して、様々な事業を展開するという今、今回補正を組むわけなのですけれども、その中であって、先ほど申し上げた No.48 から 51 までの観光に関するてこ入れのアフターコロナを見据えた補正額が約3,000万ということで、全体の3割を占めるというふうにも言えるかと思うのですけれども、非常に大きな金額を、アフターコロナを見据えた観光事業のてこ入れに使うのだというような意思表示にも私には見えるのですが、その辺の市としての意図といたしますか、考え方について、お話しいただければと思います。

(本間副市長)

本田委員のご質問にお答えをしたいと思います

1点目は、この交付金についても、交付金要綱がございますので、今、言いました用途については、その中で示されておりますので、各地方公共団体が、その用途に基づいて基本的にルールを守って、それを使うということについて、当市においても逸脱しているわけではないということをお頭にまず申し上げたいと思います。

あともう一つは、私どものほうも、再生支援団体抜本見直し後に、様々な事業を構築して進めていますが、その後におきまして、今、様々なファクターが、社会的情勢が変化をし、そして、いろいろなものに対応しなければならないという現状の中で、それらの部分について、喫緊に対応しなければならない事業、それと中長期的に対応できる事業というようなことを視点の中で、今回、このような形の補正を組ませていただきたいということでご説明をしているところでございまして、あまりシェア率というか、3,000万とか、そういう部分について、特段、極めてシェア割を流入、インバウンド事業に使おうとか、観光流入事業に使おうとか、そういう部分のことで、シェアを考えながら事業の採択をしたというよりは、今申し上げました直近で、一番緊急な事業ということで、かつ交付金の要綱に合致するというか、そういうものについては、今回、計上したと、そういうこととございますので、意図するものについては、大変申し訳ないのですけれども、シェア割みたいなことについては考えて、今回提示させていただいたということとはございません。

(今川委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(千葉委員)

具体的にちょっとお聞きしたいのですけれども、今あった、51 番の観光看板の魅力化整備の件なのですけれども、今現在、市がこういう看板を管理しているのはどのくらいの数があるのですか。

(地域振興課長)

千葉委員のご質問にお答えいたします。

申し訳ございません。今現在、手元に資料がないので、具体的に幾つというところが、申し訳ありません、また後ほどご報告させていただきたいと思えます。

(千葉委員)

コロナ対策後の件なのですけれども、今、結構北側のほうに、たくさんの観光看板があるのですけれども、市としては、南のほうの、例えば、先ほどありました道の駅、並びに新夕張駅周辺には、私の見る限りでは、そういう看板がないような感じもするのですよね。その辺についてのコロナ対策後の夕張市としての計画はあるのかどうなのかについて、お聞きいたします。

(地域振興課長)

千葉委員のご質問にお答えいたします。

今回整備する看板については、エリアごとの交通量とか、あとは視認性、インパクトの観点から、整備する看板については計画をさせていただいてまして、例えば、南ですと、玄関口ということで、滝ノ上に1カ所、それから、富野の地区と、あとは市外に1カ所というところで、交通量なんかを勘案しながらバランスを取って計画をさせていただいたところでございます。

以上です。

(千葉委員)

交通量のことを考えますと、国道 274 号線並びに高速道路も通っている関係がありますので、そちらのほうが基本的に交通量が多いのかなとは考えますので、今後、南のほうも夕張市の南の玄関口として市が整備するのであれば、そういうことも考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、続けてよろしいですか。

(今川委員長)

はい、どうぞ。



(千葉委員)

今現在、例えば、マウントレースイとか、ホテルとか、スキー場とか、そういうところが休止になっておりますけれども、それらに関わって、それらも含めた看板がまだ見受けられると思うのですけれども、それらの看板については、市としてどのようにお考えなのか。例えば、廃止するというか、そこを隠すとか、そういう計画があるのかどうなのかについて、お聞きしたいと思います。

(地域振興課長)

千葉委員のご質問にお答えいたします。

委員ご指摘のとおり、看板については、現在、休止中の看板についても表示がある部分がございます。そういったところについては、一方で、リゾート、スキー場を含めた再開については、本市として非常に重要な課題と認識している一方で、夕張市に入ってきた方々に対しての、正しい情報発信というところでは、例えば、今も休止していて、今後もなかなか再開の見込みがないような施設については、目隠しをするなど、そういったところは今後、検討していきたいなと思っております。

以上です。

(千葉委員)

最後なのですけれども、これ副市長に聞いたほうがいいかなと思うのですけれども、アフターコロナを見据えて、今、こういう事業をやる予定なのですけれども、夕張市として、これを見据えた観光戦略というようなものがあるのかどうなのかを聞きたいと思うのですけれども、いかがですか。

(本間副市長)

千葉委員のご質問にお答えをしたいと思います。

先ほど、本田委員の質問にもお答えしたのですが、まず、一つは、コロナの臨交金について、ちょっと要約して言います。コロナの臨交金については、限られた期間での財源でございますので、有効に活用したいというのが、当初の、今言った緊急課題だとか、中長期的な課題で、有効に活用したいということで、各課において、取組んでいる各事業の優先性も検討しながら取りまとめをしていただいて、今回、3定で予算計上というか、予算議案として提出をさせていただいているということについては、ご理解をいただきたいと思っております。

その中で、アフターコロナを見据えた観光戦略の部分について、どこまでというふうなご質問なのですが、これについては、多分どこの自治体でも、観光戦略という意味でいえば、例えば、インバウンド5万人確保とか、様々な看板を掲げて、観光戦略を冊子化している自治体もあろうかと思っておりますが、

当市の場合は、今申し上げた、そういう観光戦略の計画等々については、私もちょっとあれなのですが、なかったというふうに承知をしておりますので、一つ一つ、今観光を所管している地域振興課のほうでそういう事業化をしたいという旨の事業については、緊急性とか、そういうものをしんしゃくしながら予算化ということで、議会にも提案するというごさいますので、あと大きな計画の中では、再生マスタープランもごさいますので、その中でその地区ごとの役割等々について、明確にしている部分もありますので、特に千葉委員も先ほど言われておりました、紅葉山地区についても、拠点の一つということで、どういう役割を持たせるかという部分の中には、当然、観光というものも入っていると思いますので、そういうようなものことも中心にしながら、全体の観光戦略ということについて、刷新する、しないは別にいたしまして、原課の地域振興課のほうの観光のほうで少しもんで、その辺りのことを整理した段階で、また、みなさま方のほうにご提示できれば、ご提示していきたいというふうに、私としては、そういう対応をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

(千葉委員)

分かりましたけれども、多分夕張もコロナで困窮している方が多数いるのかなと私は考えますので、コロナ禍の後の観光対策も大切かなと思いますけれども、現在困窮している方に対して、そういう対策も考えていただければいいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

(今川委員長)

よろしいですか。

(本田委員)

今の千葉委員への答弁、戦略、訳すと、私にはこう聞こえたのですが、戦略はないけれども、予算措置する、結果的に。そういうふうにも見えるのですけれども、これだけ巨額の予算を充てるわけですから、やはりビジョンを持って、観光というキーワードが、ちょっといろいろ触りづらい部分が、当市の場合はあるかもしれませんけれども、市内経済の活性化に向けた、一つの手だてとして、観光事業というものがあるということ捉えるのであれば、やはりビジョンを持って、そこに向かって戦略的に限られた予算、交付金であったとしても、使っていくということが、私は重要かと思うのですけれども、その辺については、副市長はどのようにお考えですか。

(本間副市長)

本田委員のご質問にお答えをしたいと思います。

戦略をつくるということについて、否定的に言ったわけではございません

ので、当然、私ども地方公共団体の施策を進めるということについては、総合的な計画の中で、そこにまた、各おのおの分野別の個別計画をつくりながらやっていくということが、これは当然のことでございます。そうすると全体を、個別計画を含めた中で、分野別計画は、恐らくそういう戦略というような全体像を表すようなことになろうかと思いますが、そこについては、私のほうでちょっと説明が足らなかったかもしれませんが、つくらないということを行っているわけではございませんので、それも大事でございますし、今申し上げました観光単体でということになりますと、なかなか夕張の場合、限られた観光資源ということで、これから新規に観光資源を検討はしつつも、どのようなものが世の中に通用するのかということもあろうかと思っておりますので、難しさはありますけれども、委員おっしゃるとおり、市内の経済活性化という部分での一分野ということでは、当然、そういう観光の戦略というか、観光事業のどういうものを企画し、実施していくかということは、非常に大事なことでございますので、そこは今言ったような相対的な計画についても、ちょっと検討しながら、つくりつつ、見据えつつ、今は言いました、直面の課題でございますので、その緊急性の中で原課のほうで判断した個別事業について、事業を実施させていただきたいと、そういうようなふうに思います。

つくらないという、そういうようなことは全然考えておりませんし、当然、そういう気づきも含めて、市民の方に提示を申し上げ、それに基づいて進めるということは、非常に大事なことでございますし、市民の方々へのお約束だというふうに、これは行政当然のことでございますので、それはそのとおりに進めていくというのは、当然のことだと思います。ちょっとなかなかそれをまとめる時期とか、いろいろ先ほど言いましたように、ほかの地方公共団体でも、なかなか観光対策、戦略というのは、簡単につくれるということでもないし、逆に観光戦略をつくる上で、各分野の、例えば、保健福祉分野にとってみても、例えば、中国、外国の方が来て、例えば、診療所で健康診断をしていって帰っていくというのは、これはまた観光戦略の一つという位置づけもありますので、決して商工絡みだけではないということもあるので、そのこの辺りもちょっと整理をしながらできるだけ委員が求められるというか、必要とされるようなものに近いものができるかできないか、預からせていただいて、検討していきたいというふうに思います。

以上です。

(今川委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

続けて報告を受けて参ります。

(財政課長)

続きまして、保健福祉課、生活福祉課に関する事業について、ご説明申し上げます。

No. 55、PCR 検査機器等整備事業。

市内医療機関の新型コロナウイルス感染症に対応する体制の充実を図るため、市内医療機関で PCR 検査機器を導入する購入経費について市が補助する経費を計上するものでございます。

変更額は 77 万円、全額一般財源でございます。

No. 56、新型コロナウイルスワクチン接種。

新型コロナウイルスワクチン接種体制の強化のために、必要な経費を計上するものでございます。

変更額は 621 万 5,000 円、全額国庫支出金でございます。

No. 57、健康管理システム整備事業。

感染症において、基礎疾患に関連する健診の情報や、コロナワクチン接種履歴をはじめとする予防接種管理情報など健康管理システムの導入により一元化し、新型コロナの重症化予防対策や、新たな健康課題に向けた市民の健康管理体制を整備するための経費を計上するものでございます。

変更額は 1,283 万 5,000 円、全額一般財源でございます。

No. 58、市立診療所負担金。

昨年、ボイラーの故障がございまして、そのボイラーの設備の老朽化により水道使用量が増えたことから、本年度の負担金が増加したため、不足分を計上するものでございます。

変更額は 127 万 7,000 円、全額一般財源でございます。

No. 59、国庫支出金過年度還付。

介護保険料に係る令和 2 年度国庫負担金について、額の確定の結果、超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するものでございます。

変更額は 19 万 6,000 円、全額一般財源でございます。

No. 60、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業。

生活困窮者への追加支援として、支援金の給付が国で決定されたことから、本市においても、本事業を実施するための経費を計上するものでございます。

変更額は 612 万 2,000 円、全額国庫支出金でございます。

No. 61、老人福祉会館感染症対策（休業支援金）。

本年 5 月～6 月の緊急事態宣言を受け、市の要請により休業した老人福祉会館の指定管理者に対し、宣言解除後の運営を支援するための支援金を支給するための経費を計上するものでございます。

変更額は 10 万円、全額一般財源でございます。

No. 62、老人福祉会館感染症対策（備品購入費等補助）。

老人福祉会館の利用者の安全・安心を確保するため、館内の感染症対策に必要なタブレット型体温計等の備品に係る費用を指定管理者に補助するための経費を計上するものでございます。

変更額は 46 万円、全額一般財源でございます。

No. 63、学童クラブ感染症対策事業。

市内 2 ヶ所の学童クラブの感染症対策に必要な消耗品を購入するための経費を計上するものでございます。

変更額は 28 万 7,000 円、全額一般財源でございます。

No. 64、保育所等事業体制継続化事業（必要物品購入）。

市内保育所等において、感染症対策を徹底し、保育を継続的に提供するために、必要となる感染症対策用物品の購入を補助するための経費を計上するものでございます。

変更額は 253 万 8,000 円、全額一般財源でございます。

No. 65、保育所等事業体制継続化事業（こども園水栓工事）。

感染症対策を徹底するため、認定こども園において手洗い場の水栓を非接触型にするための経費を計上するものでございます。

変更額は 167 万 2,000 円、全額一般財源でございます。

No. 66、保育対策総合支援事業費補助（保育環境改善等事業）。

感染症対策の徹底を図りながら、保育所等が保育を継続的に実施していくために必要となる経費などを補助するために当該事業に必要な経費を計上するものでございます。

変更額は 130 万円、財源は国庫支出金が 65 万円、一般財源が 65 万円となっているものでございます。

No. 67 から、No. 75 につきましては、令和 2 年度の各種事業の精算に伴う国庫支出金に係る過年度過誤納還付金でございます。

No. 76 から No. 80 につきましては、同じく令和 2 年度の事業費の精算に伴う道支出金の過年度過誤納還付金の計上でございます。

保健福祉課、生活福祉課の説明については、以上でございます。

（今川委員長）

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

続けて報告を受けて参ります。

(財政課長)

続きまして、歳入関係についてでございます。歳入につきましては、基本的には、歳出に係る財源の歳入でございますが、No.6、夕張まちづくり寄附金について、こちらにつきましましては、「夕張まちづくり寄附条例」に基づいて、特定の事業を指定した寄附があったため、所要の経費について計上するものでございます。変更額は52万5,000円、全額夕張まちづくり寄附金でございます。

それとNo.7、8につきましても、歳出に伴う歳入でございます。No.9、こちらも歳出に係るものですが、多面的機能交付金返還金収入として、令和2年度に交付金を交付した事業の一部について、補助要件を満たさなくなったことから、事業主体である活動組織から返還されることになった、1,000円について計上するものでございます。

続きまして、資料1-2、そちらは財政再生計画の変更の概要でございますので、ご覧いただきたいというふうに思います。

一応、歳入と資料1-2までについては以上です。

(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

続けて報告を受けて参ります。

(財政課長)

続きまして、令和3年度各会計における補正予算について、ご説明を申し上げます。

資料2をご覧ください。1ページおめくりいただきまして、一般会計、款別総括につきましては、記載のとおりでございます。今回、補正額が2億874万4,000円ですので、補正後の予算額につきましては、106億877万8,000円となるものでございます。

2ページ、一般会計事項別明細の補正につきましては、先ほど資料1-1で

ご説明した内容と重複しておりますので、割愛させていただきます。

9 ページをご覧ください。国民健康保険事業会計に係る補正でございます。こちらは4月1日人事異動に伴う人件費の増額分について計上するもので、補正額は133万円、全額一般財源でございます。

これに伴って、補正後の予算額が13億1,504万1,000円となるものでございます。

続きまして、水道事業会計10ページでございますが、こちらも4月1日付の人事異動に伴う人件費の増額分について、補正をするものでございます。補正額は804万8,000円、全額一般財源でございます。

この補正により補正後の予算額は、2億4,666万5,000円となるものでございます。

続きまして、11ページをご覧ください。介護保険事業会計、介護保険事業会計の補正につきましては、令和2年度の事業の精算に伴う過年度過誤納還付金が発生したものに係る経費を計上するものでございます。

合計額で4,810万2,000円となるものでございます。全額一般財源です。それに伴いまして、介護保険事業会計の予算総額は、18億6,548万2,000円となるものでございます。

以上でございます。

(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

続けて報告を受けて参ります。

(財政課長)

続きまして、3項目め、資料3をご覧ください。令和3年度、普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額の決定について、ご報告を申し上げます。

交付決定日については、令和3年8月3日、交付決定額は、普通交付税が35億8,371万2,000円、臨時財政対策債については、1億6,311万3,000円、合計で37億4,682万5,000円となったものでございます。

前年度、R2年度と比較しますと、普通交付税では1億6,324万1,000円、4.8%の増、臨時財政対策債については3,626万5,000円28.6%の増、合計で1億9,950万6,000円、5.6%の増となったところでございます。

令和3年度の当初予算と比較いたしますと、普通交付税では4億6,432万6,000円、14.9%の増、臨時財政対策債につきましては4,048万1,000円、

33%の増、合計で5億480万7,000円、15.6%の増となったところでございます。

今回増額した主なものにつきましては、令和2年度、公債費の借入分、認定こども園に係る起債の借入分でございます。それと平成29年度に借り入れた元金の償還が始まったことに伴う増額分、こちらは、りすたに係る分でございます。

それと令和2年度、国勢調査による人口急減補正、急激な減少をしたことに伴う補正、それと新たな算出項目として、地域デジタル社会推進費という項目が追加されたことによる増でございます。

資料3については以上でございます。

続けてよろしいでしょうか。

(今川委員長)

はい、どうぞ。

(財政課長)

続きまして、資料4をご覧ください。令和3年度国、北海道及び夕張市の三者協議の概要についてご説明申し上げます。

開催日時は、令和3年8月27日金曜日、午後2時から4時までのオンライン形式で開催したところでございます。

出席者は記載のとおりでございます。

協議の趣旨といたしましては、2年ぶりの開催となった今年度の三者協議においては、現状と課題を三者で共有するとともに、引き続き三者の連携を密にした上で対応していくことを確認したところでございます。

協議内容といたしましては3点ございまして、まず、1点目が財政再生計画の抜本の見直し登載事業の進捗の報告について、市から報告をした上で、国、北海道のほうからは、今後も、地域再生に資するよう、効果的に事業を進めていくことを確認したというご発言をいただいたところです。

(2)夕張市石炭博物館模擬坑道の再開に向けてでございますが、こちらもこれまでの経過、現状、今後の取組について説明した後に、令和4年度における改修事業の実施及び令和5年度における早期再開を目指していくことを確認したところでございます。

3番目、大型企業の撤退等対策につきましても、同様にこれまでの経過、取組状況等について説明した後、引き続き三者で連携しながら対応していくことを確認したところでございます。

続きまして、資料5、旧虹ヶ丘パークゴルフ場の活用についてでございます。

旧虹ヶ丘パークゴルフ場については、土地の面積は1万2,916平米、建物



は管理棟が1棟ございまして、17.64平米。

虹ヶ丘パークゴルフ場につきましてのこれまで経過は、平成20年度から虹ヶ丘パークゴルフ場管理運営委員会が管理を行ってきたところですが、高齢化によって担い手確保が困難になったことから管理が立ち行かなくなり、平成30年度に賃貸借契約を解除し、その後、約3年間活用されていない状況でございます。

今回、市内のボランティア団体から閉鎖している旧虹ヶ丘パークゴルフ場を再開させたい旨の申出があり、「事業計画書」が提出され、「事業計画書」の内容を確認し、事業内容についても聞き取りを行って、資料には、土地及び建物の貸付について現在検討中と記載はございますが、資料を作成した時点ではまだ検討中でしたが、8月26日に先方のボランティア団体と無償貸付で契約を締結したところございます。

報告については以上でございます。

(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

(本田委員)

資料4、三者協議についてお伺いをいたします。

協議内容は主に3点ということで、記載のとおりなのかと思いますが、厚谷市長の選挙公約であり、執行方針の中でも再三言われております、自立した行政執行体制の確立という点について、これについては、国や北海道の理解を得る必要があります、当然この三者協議の場でも議論すべき協議内容なのかなと思いますが、議論のテーブルに上がっていない理由についてお伺いします。

(総務課長)

本田委員の質問にお答えします。

行政執行体制につきましては、本田委員のお話のとおり、重要視しておりまして、三者協議という特別な場に限らず、昨年から資料を定期的に道とやり取りをしながら、情報交換、そして、具体的なかかる経費ということで積算しながらやっておるところでありまして、今回、三者協議という場にはのりませんでした、具体的な話については、国・道と情報交換しながら、一定程度の期間を設けて答えを出していくお話をしているところではあります。

(本田委員)

全く協議していないわけではなく、継続的にやっているよというようなご答弁だったのかと思いますけれども、まず、1点気になったのは、要は見せ方の部分もあろうかと思うのです。対市民に対してもそうですし、国や北海道と協議を重ねたという履歴として残る。また、報道等に取り上げられる

可能性も高い三者協議において、その議題をテーブルに上げるということに非常に意味があると私は考えるのですが、それをなさらない、決定的な何か理由が別にもおありなのでしょうか。

(総務課長)

具体的な三者協議のテーブルにのせない理由というのがあるわけではないのですが、一つあるのは、一定程度、三者協議という場にのせた場合、結論というのを、8月27日の時点で公表も含めて必要になってくる。ただ、今までの協議の煮詰まり方として、ちょっとそこの8月の三者協議のところまでは、公表するに至っていない、協議の煮詰まり方としてですね、至っていない状況であるというのは確かでした。

(本田委員)

もう1点、最初のご答弁の中で、一定の期間を置いてといいますか。今すぐではなくて、あるどこかの時点を目がけて、ずっと協議を継続していくようなお話、当然そうなるかと思うのですけれども、それがいつなのかというところも非常に大きな問題になってくるのかなと。要は、市長は任期を折り返した中で、職員の数を増やすのか。職員の給与を戻す率を上げるのかなど、いろいろなやり方はあるかと思えますけれども、そこに向けて大きな予算といいますか、財源が必要になってくる中で、このある程度いつまでというところを、相手のあることですが、市として目標を立てて、そこに向けてというふうなやり方をしたほうが市民にも見えてくるのではないかなと、今の協議のテーブルにも上げられない状況であれば、情報をあまり持っていない市民からすれば、市長は何をやっているのかなというふうな疑念を抱かれる可能性もゼロではないのかなというふうに考えるのですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

(総務課長)

今の本田委員のご質問にお答えします。

当然来年度、令和4年度の職員採用にも関わってくる問題でございます。行政執行体制で今協議しているのは、主に職員の総数の問題、それから令和8年度末に、今のところの計画でいうと、道からの12名の派遣職員が一度期に減少するという問題、この2点が職員数に関しては大きな問題と捉えておまして、その2点を解決するための協議を道・国と行っているところですが、特に総数の問題に関しましては、冒頭でお話ししたように、令和4年度の職員採用にも関わってくる問題でありますので、それをターゲットとして、具体的な期限というのを私のほうから打っています。ただ、それについては相手もあることですので、今ここで期限というのには申せませんが、そういった形でお話し合いをしておることだけのご承知おきください。

以上です。

(今川委員長)

よろしいですか。

(本田委員)

答弁は要りませんけれども、見せ方、先ほども冒頭に申し上げましたけれども、協議は進めているのだよということも発信しながら、なかなか答えが出せるものではないかもしれませんけれども、その辺にもぜひご配慮いただいて、協議を進めていただければと思います。

以上です。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

(千葉委員)

博物館の件なのですけれども、令和5年度における早期再開を目指して確認はしているようですけれども、この確認の中に、国からの財政措置も含めて確認されているのかどうなののかについてお聞きしたいと思います。

(財政課長)

千葉委員のご質問にお答えいたします。

今現段階で、国からの支援といいますか、活用しようとしているのは文化庁の補助事業でございます。それにつきましては、昨年9月に、旧総務副大臣である長谷川大臣が来夕されて、そのときに、その際に、文化庁の課長も同席、一緒に来ていただいて、夕張市への支援として通常50%の補助額のところを15%かさ上げして、65%の補助金を出すことができるように手続をしていただいたというところでございます。国の支援としては、今のところは、その文化庁の補助金がメインとなるのかなというふうに考えております。

そのほかには、今、北海道の地域づくり総合交付金につきましては、今年度分については内定の通知をいただいておりますが、来年度の令和4年度については、まだ、手続はこれからになりますので、これから事業費、まだ事業費も確定しておりませんので、事業費を見ながら、北海道とも協議しながら、活用していける財源については限りなく活用していきたいなというふうに考えております。

以上です。

(今川委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(君島委員)

資料 5 でお願いします。旧虹ヶ丘パークゴルフ場の活用について。

平成 20 年から行っていた運営が行き届かなくなり、平成 30 年度に賃貸契約を解除したということなのですからけれども、これは、もうやっていけない。年齢も高齢化になってしまった、それから会員の数も少なくなってしまったというようなことで維持していけないということで、やめたわけですよ。今回の事業計画を出されていた中で、やっていけるといような内容だったのででしょうか。事業計画の内容です。その辺が分かったら教えてください。

(財政課長)

君島委員のご質問にお答えいたします。

事業計画といいますか、収支計画としては、当面、利用料は取らないという事業内容になっておりまして、お手伝いする方も、そのボランティア団体の方で、持ち寄ってといいますか、手弁当で実施するので、当面はできるのではないかと。今後、今年度、早ければ 9 月からでもオープンしてやりたいという意向は聞いておりますが、その状況、また来年度の状況を見ながら、利用料等について検討していくということ、あとボランティア団体独自で、別な補助金も活用しながら財源確保に努めているようでございます。

以上です。

(君島委員)

分かりました。

私もあそこに月に 1 回か、2 回、一応会員になって参加しておりましたが、やはり年間六十数億円、あそこを維持していくのにかかる。年間 60 万ですよ。億と言いましたか、ごめんなさい。

それで機械で草を刈ったりしている管理ですよ。それが維持できない。あその収支の中では維持できないということで、前にやっていた方が自腹を切ってお金を出して、ある程度まで維持していたということがありました。今のお話では、そういうのを補助金等で賄ってやって、なおかつ手弁当でやっていくという、それだからできるのだということなのですね。そういう理解でよろしいわけですね。

(財政課長)

そういうご理解でよろしいかと思えます。

(君島委員)

分かりました。

(今川委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(小林委員)

今の件で、休止していた施設なので、大分荒れているなどと思って見ていました。その部分で特に備品というか、機械を含めて、装備があそこにされていた部分等あって、それもある程度復活させなければ、幾ら手弁当とはいえ、鎌とくわでは、いけないような気がするのだよね。ただ、その部分で、そういうものがある程度今の体育協会とか、いろいろな部分ある中で、そういう中で連携を取って、そういう部分で協力体制というのは取れているのかどうか。その辺について、ゴーサインを出した以上、やはりそういうものが、お金の支援ができなくても、いろいろな協力体制を取らないと、多分やっていけなくなるような、自分は個人的に思っているのだよね。

前に、紅葉山のパークゴルフ場の件も、当然、あれは教育委員会の所管だったので、こちらも当然、その辺も承知している案件だと思うのだけれども、今回もやはりその部分をゴーサイン出した以上は、行政がある程度、こういう中で提示する以上、そういうサポート的なものというのは必ず必要になるというような気がするのだけれども、そこら辺についての見解、もしそういう準備があるのであれば、お金だけではなくて、どういうサポートが可能なのかどうかという見解を聞かせてほしいなと思います。

(財政課長)

小林委員のご質問にお答えいたします。

今回、夕張市としてといたしますか、財政課管轄の管財部分として、ご承知のとおり、財政再生団体であるということなので、財政的支援というのは一切できませんよということは、事前に先方にお話しさせていただいております。それと、パークゴルフ場として活用するというお話は聞いていますけれども、現状有姿、今の状態のままでしか貸すことはできませんということ、財産上も、今、普通財産となっておりますので、旧パークゴルフ場敷地ではあっても、普通の土地であるという取扱いになっております。ですので、財政的支援なり、例えば、修繕に係る費用についても、市としては負担できませんという前提でお話しさせていただいて、先方も了承いただいているというところでございます。

ただ、先ほど小林委員がおっしゃられたとおり、体育協会の連携ですとか、他団体、例えば何か困っていることがあったら相談していただければ、お金は出せないけれども、知恵はお貸しすることは何ぼでもできますということでお話しさせていただいておりますので、先方からも、何かしら困っていることがあれば、相談に来ていただけるのかなど。その際は、再生団体である中での、可能な限りのお手伝いはさせていただきたいなというふうに思っております。

旧虹ヶ丘パークゴルフ場時代に、あそこに置いてあった草刈り機なのですが、その草刈り機については、市の財産台帳にも掲載されておりますので、今現在は、平和の運動公園のほうで活用させてもらっています。あの機械自体は、長く伸びた雑草を刈るのではなくて、基本的にフェアウェイ状態の伸びた分を少しだけ刈るという機械でございますので、現状をパークゴルフ場として活用するためにあの機械を活用することはちょっと難しいのかなということ。それと非常に短い状態でカットしていかなければならないので、その運転操作についても、非常に技術的な部分が必要だということなので、言葉は悪いですがけれども、一般の方が乗ってすぐできるようなものではないので、今のところは平和運動公園で、専門の方々にグラウンドの維持のために活用しているところでございます。

今後、それが活用したいということであれば、市としては、備品は管理していますけれども、あとは体育協会との協議の中で、体育協会が許可をすれば、実費弁償もしていただきながら活用することは全く不可能ではないかなというふうには考えております。

以上です。

(今川委員長)

よろしいですか。

(小林委員)

分かりました。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

資料4について、お願いします。資料4の4番の(3)です。

大型企業の撤退等の対策ということで、市民懇談会の中でも、スキー場の早期再開に向けた市民からの質問なんかもあって、市長のほうから一定の説明もあったところですがけれども、今回の三者協議の中で、今後に向けて具体的に何か動きをつくっていくですとか、そういったことがあるのかどうなのか、その辺も少し詳しく教えていただければと思います。

(財政課長)

熊谷委員のご質問にお答えいたします。

申し訳ございません。今の熊谷委員のご質問は、今後の動きというのは、国・道の動き、それとも市の動きということでのご質問かどうか、ご確認させていただきますたいのですが。

(熊谷委員)

三者。

(財政課長)

三者ともに。

(熊谷委員)

三者協議ですので。

(財政課長)

市としましては、先ほど申し上げたとおり、今までこれまでの経過、それと市が取組んできた内容について、国・道のほうに説明したところでございます。大型企業の撤退といたしましても、大きく言いますと3点、マルハニチロの撤退、それとレースイスキー場の休業、それとシチズン夕張の人員の縮小ということで、そのうち、マルハニチロにつきましては、コロナの影響ではなく、企業の経営体制の問題で夕張市から撤退したのですけれども、その後継企業といたしますか、跡地会社の誘致につきましては、夕張市単独であれほどの大きな会社を誘致することはなかなか難しいということも、正直に話させていただいて、北海道とその点については連携しながら取組んでいきたいと思いますということでお話はいただきました。

レースイリゾートにつきましては、ご承知のとおり、今はまだ、明確な再開のめどは立っていませんけれども、今、市長が窓口となって、先方の社長さんと協議して、今年度、早急な再開に向けた協議を進めていただいているということで情報共有をしたところでございます。

今後につきましても、結局、昨年末から昨年度末、両方から始まった内容でございます、それから半年以上経過しているのですけれども、なかなか効果的な一撃必殺の打開策というのはなかなか難しい状況ではありますが、今後とも、北海道、国と情報共有、それと併せた協議を行いながら、何とか手だてを打っていききたいなというところで話をしたところでございます。

以上です。

(熊谷委員)

確認ですが、今年度再開に向けて強力にというお話でしたよね。分かりました。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで財政課を終わります。

**【閉会】**

(今川委員長)

以上で本日予定しました案件は全て終了しましたので、行政常任委員会を閉じます。

午後 3時50分 閉会



夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委 員 長

---